

全文改正	雇児発0930第4号 平成26年9月30日
一部改正	雇児発0410第9号 平成27年4月10日
一部改正	雇児発0331第18号 平成28年3月31日
一部改正	子発0330第5号 令和2年3月30日
一部改正	子発1225第2号 令和2年12月25日
一部改正	こ支家第154号 令和5年7月4日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について

今般、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が改正されたことに伴い、従来の「母子自立支援プログラム策定等事業」を見直し、別紙「母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適性かつ円滑な実施を図られたく通知する。各都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、平成19年4月17日雇児発第0417003号本職通知「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」は、平成26年9月30日付けで廃止する。

## 別紙

### 母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

#### 第1 目的

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日職発0329第21号職業安定局長通知。以下「職業安定局長通知」という。）及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日雇児発0329第30号雇用均等・児童家庭局長及び平成25年3月29日社援発0329第77号社会・援護局長連名通知。）に基づく事業をいう。）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

#### 第2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村とし、広域的な対応が適当な地域については、共同実施を行うことができるものとする。

なお、実施主体は、母子・父子自立支援プログラム策定事業（以下「事業」という。）について、母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

#### 第3 対象者

対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、生活保護受給者については対象としないものとする。

また、児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、「離婚前後親支援モデル事業の実施について」（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号) 第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

#### 第4 策定員について

1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。

(1) 公共職業安定所(以下「安定所」という。)の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者

(2) 母子家庭及び父子家庭の福祉の増進に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

なお、策定員については、母子・父子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。

2 策定員は、児童扶養手当受給者等の利便性等にも配慮して、福祉事務所、センター等に配置又は駐在することとし、策定員がセンターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。

3 実施主体は、第5に定める事業の実施において、策定員の専門性の向上を図るために、キャリアコンサルタントによる講習会の開催等、策定員に対する必要な研修の実施に努めること。

#### 第5 事業の内容等

##### 1 事業の内容

本事業は、個々の児童扶養手当受給者等の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々の児童扶養手当受給者等のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うとともにアフターケアを実施する事業であるが、その内容は次の通りである。

##### (1) 面接の実施

児童扶養手当受給者等に対し、児童扶養手当の受給資格認定時

・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、母子・父子自立支援員、センター等相談窓口へ来所した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施すること。

面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。

## (2) プログラムについて

### ア プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するために、相談後、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、子育て・生活支援から就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、相談者のニーズに応じたプログラムを策定すること。

プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できるように定めること。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る内容の記載欄は設けないこと。

なお、別紙様式例又は厚生労働省において作成した「共通アセスメントツール」を参考にされたい。

(ア) 生活や子育て、健康、収入、就業の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項

(イ) 本人の自立・就業を阻害している要因及び課題

(ウ) 自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容

(エ) 自立目標

(オ) 支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援内容等に対する評価

(カ) 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

### イ プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定することとする。

さらに、策定に当たっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練及び生活保護受給者等就労自立促進事業等の就業支援策の活用につ

いて、十分な説明や助言等を行うこととし、必要に応じ母子・父子自立支援員、就業支援専門員等の意見等も参考にすること。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育等に関し、特別の配慮を行うこと。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても差し支えないこととする。また、策定員は、策定したプログラムを必ず上司に報告すること。

#### ウ 目標達成後のアフターケアの実施

ひとり親が自立した状況を維持するためには、プログラムで設定した目標を達成した後についても、定期的な面談等により、就業状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供する必要がある。

このため、プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また、更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援を実施するなど、アフターケアを実施すること。

### (3) プログラムに基づく支援について

策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業や母子家庭等就業・自立支援事業等により、きめ細かな自立・就業支援を行うこととする。

また、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（職業安定局長通知別添。）の5に該当する者。以下「就労自立促進事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

ア 就労自立促進事業対象者については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い、事業についての説明や意向の確認を十分行い、福祉部門担当コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、個人票A（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添4-1及び別添4-2参照。）を別に作成することとする。

なお、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の提供について就労自立促進事業対象者の同意を得るものとする。

イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添1参照。以下「就労支援チ

ーム」という。)の構成員として、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当責任者及び就職支援ナビゲーターとともに、就労自立促進事業対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就労自立促進事業対象者に最も適した支援方針を決定することとする。

ウ 母子家庭等自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行う担当者を決める等し、支援開始後も安定所との連絡調整が円滑に進むよう努めること。

エ 安定所においては、職場定着指導等のフォローアップを行うとともに、福祉事務所等との情報共有を行うこととしているので、策定員は、安定所から提供された情報やアフターケアを行うなかで把握した課題等を分析し、就業から子育て・生活支援まで様々な施策を適宜組み合わせることにより、ひとり親家庭が自立した状況を維持できるよう支援に努めること。

## 2 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。

また、当該事業による支援が必要と思われる者が安定所に直接来訪した際は、安定所から策定員につなぐよう協力を依頼する等、関係機関との連携体制づくりを行うこととする。

## 3 状況の把握

策定員は、母子・父子自立支援員等と連携して、適宜、対象者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、プログラム策定に基づく支援により目標を達成した場合であっても、本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

## 4 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、対象者の秘密を保持すること。

## 第6 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子・父子

自立支援員、就業支援専門員、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、NPO法人、センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

## 第7 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

補助対象となるプログラム及びアフターケアとは、次の条件を満たしているものとする。

### 1 プログラム

以下の①～③を全て満たしていること。

- ① プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接（電話、メール等によるものは含まない。）を行っていること。
- ② 別紙様式例1に基づいて、プログラムが策定されていること。
- ③ プログラムの策定に当たり、別紙様式例2又は「共通アセスメントツール」を参考にした申込書が作成されている等により、本人の明確な同意が得られていること。

### 2 アフターケア

以下の①～④を全て満たしていること。

- ① プログラムで策定した目標を達成していること。
- ② 概ね月に1回、面談等を行っていること。
- ③ ②の定期的な面談等を1年以上実施すること。
- ④ 別紙様式例1の「経過の記録」等に面談等を実施した記録が記録されていること。

※ なお、平成27年度以前からプログラムを策定して支援している場合も、上記①～④を満たす場合には、本事業の補助対象として差し支えない。